

第1回 医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン検討部会の質問内容と対応について

ページ	質問・意見の内容→対応	ガイドライン変更箇所	ページ
7 P	<p><u>質問・意見</u> 第1章基本的事項に「8 本市の役割について」とあるが、ここに保育所等の役割についても盛り込んでいただきたい ↓ <u>対応</u> 保育所等の役割を追加します</p>	<p>目次の第1章基本的事項の8について、「8 本市の役割について」から「8 本市及び保育所等の役割について」に変更します。</p> <p>第1章基本的事項「8 本市の役割について」を「8 本市及び保育所等の役割について」とし、保育所等における役割を追加しました。</p>	2 P 7 P

修正前

8 本市の役割について

本市では、医療的ケア児を保育所等に入所させたい保護者の方と医療的ケア児の受入れができる保育所等をつなぐとともに、保育所等と連携し、それぞれの担当課が保護者の困りごとに対する相談を行うことで医療的ケア児及びその保護者が安心して生活ができるよう努めてまいります。

また、医療的ケア児を受入れる保育所等の医療的ケアのオペレーションや書類等の確認を行い、医療的ケア児の保育の充実を目指していきます。

修正後

8 本市及び保育所等の役割について

本市では、医療的ケア児を保育所等に入所させたい保護者の方と医療的ケア児の受入れができる保育所等をつなぐとともに、保育所等と連携し、それぞれの担当課が保護者の困りごとに対する相談を行うことで医療的ケア児及びその保護者が安心して生活ができるよう努めてまいります。

また、医療的ケア児を受入れる保育所等の医療的ケアのオペレーションや書類等の確認を行い、医療的ケア児の保育の充実を目指していきます。

保育所等においては、医療的ケアの実施体制を整え、個別支援計画を作成し安全な保育環境の整備に努めるとともに、保護者と日常的な情報の共有や相談を行い、保護者の不安の解消や保育のニーズにこたえることができるよう努めてまいります。

また、必要に応じて医療機関や市などの関係機関と連携し、専門的な助言を受けられる体制の構築を目指していきます。

ページ	質問・意見の内容→対応	ガイドライン変更箇所	ページ
13 P	質問・意見 医療的ケア児が主治医への受診時に保育所等から主治医へ保育状況等をお伝えできる書式があると良いと思います。 ↓ 対応 医療的ケア児 主治医等への情報提供書を新規に作成します	手続きの流れの⑨フォローアップの中で市こども育成課(保育所等)から保護者に向けたものとして新様式を追加しました。 第3章の2 医療的ケアの実施者の(2)の⑤に保育所等は必要に応じて「様式19」を作成し、主治医等と共有しますという文言を追加しました。 第5章「様式について」に「様式19 「医療的ケア児主治医等への情報提供書」を追加しました。 「様式19 医療的ケア児主治医等への情報提供書」を追加しました。	9 P 13 P 21 P 49 P

新様式

様式19

年 月 日

様

園名
園長名
住所
連絡先

医療的ケア児 主治医等への情報提供書

児童氏名		男 女	年 齢	歳	生年 月日	年 月 日
ケアにおいて 気になる点						
園児の様子						
気になる症状						
身体発達						
言語発達						
食事						
排泄						
睡眠(午睡)						
その他 気になる点等						

(保護者の同意)

上記の主治医等への情報提供書の内容について、保育所等から主治医へ情報提供することに同意します。

年 月 日

保護者署名: _____

ページ	質問・意見の内容→対応	ガイドライン変更箇所	ページ
15 P	<p><u>質問・意見</u></p> <p>職員の研修について、具体的に看護師及び保育士という認識で良いのでしょうか。良いのであれば具体的に記載すべきではないでしょうか。また、北海道医療的ケア児等支援センターにおける研修はいつまでに行う必要があるのか、時期を記載したほうが良いと思います。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><u>対応</u></p> <p>対象者及び研修時期を追加します。</p>	<p>第3章の7職員の研修①に対象者及び医療的ケア児のならし保育終了までにという文言を追加しました。</p>	15 P

修正前

7 職員の研修

①保育所等は、児童発達過程や疾病の状況を踏まえ、安全かつ適切に医療的ケアを提供するため、医療的ケアに関わる職員が必要な知識や技術を身につけることができるよう、研修等の機会の確保に努めることとします。また、医療的ケア児を受入れる場合には、北海道医療的ケア児等支援センターにおける研修あるいはこれと同等の研修を受講するとともに苫小牧市医療的ケア児相談室との連携に努めるものとします。

修正後

7 職員の研修

①保育所等は、児童発達過程や疾病の状況を踏まえ、安全かつ適切に医療的ケアを提供するため、医療的ケアに関わる看護師及び保育士が必要な知識や技術を身につけることができるよう、研修等の機会の確保に努めることとします。また、医療的ケア児を受入れる場合には、医療的ケア児のならし保育終了までに北海道医療的ケア児等支援センターにおける研修あるいはこれと同等の研修を受講するとともに苫小牧市医療的ケア児相談室との連携に努めるものとします。

ページ	質問・意見の内容→対応	ガイドライン変更箇所	ページ
15 P	<p><u>質問・意見</u></p> <p>医療的ケアの終了の際には園長等が同行する必要があるのでしょうか。主治医と連携すれば良いと思いますがいかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><u>対応</u></p> <p>主治医への聞き取りも可能としました</p>	<p>第3章「9 受入れ後の医療的ケアの内容変更」の④において、園長あるいは看護師等が主治医の受診に同行あるいは主治医へ聞き取りを行いという文言を追加しました。</p>	16 P

修正前

9 受入れ後の医療的ケアの内容変更について

④主治医の指示に基づき、医療的ケアが終了しても安全な日常生活を送ることが可能となった場合には、必要に応じて園長あるいは看護師等が主治医の受診に同行し、医療的ケアの終了の確認を行うとともに、保護者へ「様式 22 医療的ケア終了届出書」の提出を依頼します。

修正後

9 受入れ後の医療的ケアの内容変更について

④主治医の指示に基づき、医療的ケアが終了しても安全な日常生活を送ることが可能となった場合には、必要に応じて園長あるいは看護師等が主治医の受診に同行あるいは主治医へ聞き取りを行い、医療的ケアの終了の確認を行うとともに、保護者へ「様式 24 医療的ケア終了届出書」の提出を依頼します。

ページ	質問・意見の内容→対応	ガイドライン変更箇所	ページ
18P	<p><u>質問・意見</u></p> <p>保育の利用停止について、看護師等が勤務できない場合は、保護者の付き添いが必須という意味と、必要となる場合があるという意味のどちらでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><u>対応</u></p> <p>保護者の付き添いが必須である旨を記載します。</p>	<p>看護師等が勤務できない場合は保護者の付き添いは必須となりますので、保護者の付き添いを必ずお願いしますという文言に変更しました。</p>	18P

修正前

4 体調管理及び保育利用停止等の確認について

①やむを得ない事情により、医療的ケアを行う看護師等が勤務できない場合は、あらかじめ保護者に保育中の医療的ケアが実施できない旨を説明し、保護者に付き添いをお願いします。また、保護者の付き添いができない場合は、保育の利用ができませんので、了承願います。

修正後

4 体調管理及び保育利用停止等の確認について

①やむを得ない事情により、医療的ケアを行う看護師等が勤務できない場合は、あらかじめ保護者に保育中の医療的ケアが実施できない旨を説明し、保護者の付き添いを必ずお願いします。また、保護者の付き添いができない場合は、保育の利用ができませんので、了承願います。

ページ	質問・意見の内容→対応	ガイドライン変更箇所	ページ
19 P	<p><u>質問・意見</u></p> <p>第4章 5に緊急時及び災害時の対応とあるが、内容として、緊急時の対応であれば弱いと思います。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><u>対応</u></p> <p>緊急時の対応は第3章の6に災害時の対応は第4章の5に集約し、それぞれ文言を追加しました。</p>	<p>目次の第4章保護者の了解事項について「5 緊急時及び災害時の対応等について」を「5 災害時の対応について」に変更します。</p> <p>第3章「6 緊急時の対応」に第4章保護者の了解事項について「5 緊急時及び災害時の対応等について」にあった緊急時の対応を盛り込みます。</p>	3 P
			14 P
		<p>第4章「5 緊急時及び災害時の対応等について」を「5 災害時の対応について」に変更します。</p>	19 P

修正前

6 緊急時の対応

- ①保育所等は、医療的ケア児の健康管理、事故防止のため、主治医及び関係機関等の協力により医療・保育を実施します。また、緊急時には、主治医あるいは通院している医療機関と連携して対応します。
- ②緊急時、病院につなげるまでの対応は「様式7 緊急時における対応確認書」、「様式16 医療的ケア児の保育に係る緊急時対応マニュアル」、「様式17 アセスメント票（予想される緊急時の対応方法）」に基づき行動します。
- ③保育所等は、緊急時の対応について事前に十分に保護者へ説明し、同意を得ることとします。
- ④医療的ケア児の体調が急変し、緊急的な対応が必要な場合は発見者からの連絡を受けた園長の指示のもと保護者に連絡し、必要があれば救急車で病院へ搬送します。緊急時の対応については、保育所等と保護者との状況を共有した後に保護者が主治医に報告することとします。
- ⑤緊急時の対応及びその顛末については、保育所等から苦小牧市健康こども部こども育成課に報告します。また、必要に応じて、北海道や国に報告する場合があります。
- ⑥保育所等が医療的ケア児の体調が悪化した等の理由により、保育所等での保育の継続が困難と判断した場合には、保育所等からの連絡により、利用時間の途中であっても保護者が児童を降園させることとします。

修正後

6 緊急時の対応

- ①保育所等は、医療的ケア児の健康管理、事故防止のため、主治医及び関係機関等の協力により医療・保育を実施します。また、緊急時には、主治医あるいは通院している医療機関と連携して対応します。
- ②幼児の症状が急変し、緊急事態と保育所等が判断した場合、保育所等は「様式6 主治医の指示書」をもとに計画作成された「様式7 緊急時における対応確認書」、「様式13 医療的ケア個別マニュアル」、「様式18 アセスメント票（予想される緊急時の対応方法）」に基づいて緊急時の対応を行います。
不測の事態の対応に急を要すると判断される場合は、園長の指示のもと「様式17 医療的ケア児の保育に係る緊急時対応マニュアル」に従って救急車の要請、主治医へ連絡、保護者への連絡を行い医療機関に搬送します。緊急時の対応の経過については、保育所等と保護者が状況を共有した後に保護者から主治医に報告することとします。
- ③挿入物の事故抜去等の緊急時は、保育所等は保護者及び主治医等と事前に対応を協議し、「様式12 医療的ケア実施計画書」、「様式13 医療的ケア個別マニュアル」、「様式18 アセスメント票（予想される緊急時の対応方法）」に沿った対応を行いますが、必ず事前に手順と具体的な対応方法を整理しておきます。
- ④保育所等は、緊急時の対応について事前に十分に保護者へ説明し、同意を得ることとします。
- ⑤緊急時の対応及びその顛末については、保育所等から苦小牧市健康こども部こども育成課に報告します。また、必要に応じて、北海道や国に報告する場合があります。
- ⑥保育所等が医療的ケア児の体調が悪化した等の理由により、保育所等での保育の継続が困難と判断した場合には、保育所等からの連絡により、利用時間の途中であっても保護者が児童を降園させることとします。

修正前

5 緊急時及び災害時の対応等について

- ①児童の症状が急変し、緊急事態と保育所等が判断した場合、保育所等は主治医の指示書及び「様式 7 緊急時における対応確認書」、「様式 16 医療的ケア児の保育に係る緊急時対応マニュアル」、「様式 17 アセスメント票（予想される緊急時の対応方法）」に基づいて緊急時の対応を行います。
- ②挿入物の事故抜去等の緊急時に備え、保育所等は保護者及び主治医等と事前に対応を協議し、「様式 11 医療的ケア実施計画書」、「様式 17 アセスメント票（予想される緊急時の対応方法）」に沿って対応を行います。
- ③災害時の対策として、災害時に保護者が迎えに来ることができないケースを想定し、十分な量の薬や食事（栄養剤）を保育所等へ持参してください。また、医療的ケアの使用物品もストックを準備してください。

修正後

5 災害時の対応等について

災害時の対応については、保育所等が事前に作成する「様式 25 医療的ケア児「災害時対応マニュアル」」に沿って行います。災害時の対策として、災害時に保護者が迎えに来ることができないケースを想定し、保護者は、十分な量の薬や食事（栄養剤）を保育所等へ持参してください。また、医療的ケアの使用物品もストックを準備してください。

また、保育所等は医療的ケア児の状況に応じた、災害時の対応を職員が理解できるよう定期的に避難訓練を実施するものとし、地域の医療機関や福祉避難所と災害時に連携できるよう事前に連絡手段や搬送方法についても協議し、災害時に適切に対応できるよう努めるものとします。

ページ	質問・意見の内容→対応	ガイドライン変更箇所	ページ
21P	<p><u>質問・意見</u></p> <p>様式 19 医療的ケア児実施報告書は3ヵ月ごとに報告書を作成とありますが、保護者のことを考えて1ヵ月ごとにしたほうが良いと思います。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><u>対応</u></p> <p>医療的ケア児実施報告書は3ヵ月ごとから1ヵ月ごとの作成とします。</p>	<p>1ヵ月ごとに報告書を作成して保護者へ渡すことにより安全な医療的ケアを目指しますと文言を変更します。</p>	21P

修正前

保護者報告	様式 19	医療的ケア実施報告書	保育所等は3ヵ月ごとに報告書を作成して保護者に渡すことにより安全な医療的ケアを目指します。	保育所等	保護者
-------	-------	------------	---	------	-----

修正後

保護者報告	様式 21	医療的ケア実施報告書	保育所等は <u>1ヵ月</u> ごとに報告書を作成して保護者に渡すことにより安全な医療的ケアを目指します。	保育所等	保護者
-------	-------	------------	--	------	-----

ページ	質問・意見の内容→対応	ガイドライン変更箇所	ページ
21 P	<p><u>質問・意見</u></p> <p>様式 20 医療的ケア「ヒヤリハット報告書」と様式 21 医療的ケア「事故報告書」については、保育所等で作成して保管するだけではなく、市とも共有する必要があると思います。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><u>対応</u></p> <p>それぞれこども育成課とも共有することとします。</p>	第3章「7 職員の研修」において保育所等において関係職員がこれらを共有するとともに、市へ提出しますという文言を追加しました。	15 P
		第5章様式についての事故防止の様式 22 医療的ケア「ヒヤリハット報告書」と様式 23 医療的ケア「事故報告書」の提出先にこども育成課を追加しました。	21 P

修正前

事故 防止	様式 22	医療的ケア「ヒヤリハット報告書」	保育所等は、医療的ケアを実施する中で、事故につながる可能性があったことを記録に残すことで、同様の事例を再び起こさないようにします。	保育所等
	様式 23	医療的ケア「事故報告書」	保育所等は、医療的ケアを実施する中で、起こった事故の内容を記録に残すことで、同様の事例を再び起こさないようにします。	保育所等

修正後

事故 防止	様式 22	医療的ケア「ヒヤリハット報告書」	保育所等は、医療的ケアを実施する中で、事故につながる可能性があったことを記録に残すことで、同様の事例を再び起こさないようにします。	保育所等	<u>こども 育成課</u>
	様式 23	医療的ケア「事故報告書」	保育所等は、医療的ケアを実施する中で、起こった事故の内容を記録に残すことで、同様の事例を再び起こさないようにします。	保育所等	<u>こども 育成課</u>

ページ	質問・意見の内容→対応	ガイドライン変更箇所	ページ
24P	<p><u>質問・意見</u></p> <p>様式1の3ページ予想される緊急時の状況及び対応の欄を広くすると良いと思います。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><u>対応</u></p> <p>欄を広くすることで対応します。</p>	欄を広くすることで対応します。	24P

様式変更

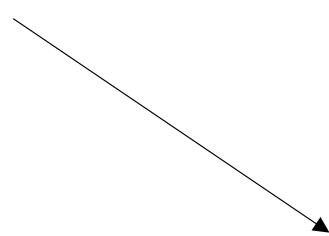
(修正後)

3 保育所等における保育について

医療等申込し受け医療的ケアの内容及び方法等	医療的ケアの内容 (該当する内容に○を記入してください)		保育施設で実施を希望する方法
	吸引	・口腔 ・鼻腔 ・気管切開部	
経管栄養	・経鼻栄養 ・胃ろう・腸ろう	その他 (具体的に)	
保育所等での生活上の注意事項・要配慮事項等	軽い運動	・わらべ遊び (可・不可) ・歩遊び (可・不可) ・簡単な体操 (可・不可) ・その他の運動	・すべり台 (可・不可) ・ボール遊び (可・不可) ・水遊び (可・不可) ・その他の運動
		・飛び降り (可・不可) ・玉あて遊び (可・不可) ・ブランコ (可・不可) ・その他の運動	・マット遊び (可・不可) ・鉄棒遊び (可・不可) ・その他の運動
	強い運動	・かけっこ (可・不可) ・鬼ごっこ等の遊びかけ遊び (可・不可) ・縄跳び (可・不可) ・水遊び (可・不可) ・その他の運動	・かけっこ (可・不可) ・鬼ごっこ等の遊びかけ遊び (可・不可) ・縄跳び (可・不可) ・水遊び (可・不可) ・その他の運動
		・運動会 (可・不可) ・遠足 (可・不可) ・発表会での劇 (可・不可) ・楽器演奏 (可・不可)	・運動会 (可・不可) ・遠足 (可・不可) ・発表会での劇 (可・不可) ・楽器演奏 (可・不可)
※これらの調査は保護者の意向を調査するもので、保育所等ですべての対応を保証するものではありませんので、ご了承ください。			
年 月 日	記入者: 氏名	備考:	

(修正前)

調査事項	
① 予想される緊急時の対応方法	(状況・頻度) <input type="checkbox"/>
② 予想される緊急時の対応方法	(対応方法) <input type="checkbox"/>
③ 予想される緊急時の対応方法	(緊急時の目安) <input type="checkbox"/>



ページ	質問・意見の内容→対応	ガイドライン変更箇所	ページ
35 P	<p><u>質問・意見</u></p> <p>与薬依頼書は常時のものとイレギュラーのものを分けるべきではないでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><u>対応</u></p> <p>医療的ケア児用の薬を管理しやすくするため、薬の受取、投与、返却管理表を作成しました。</p>	<p>第5章様式についてに薬の管理として様式9「薬の受取、投与、返却管理表」を作成し、書式の内容等を追加しました。</p>	20 P
		<p>様式9「薬の受取、投与、返却管理表」を追加しました。</p>	37 P

新様式

樣式 9

薬の受取、投与、返却管理表

兒童氏名

ページ	質問・意見の内容→対応	ガイドライン変更箇所	ページ
40P	<p><u>質問・意見</u></p> <p>様式13「医療的ケア個別マニュアル」について、医療的ケア個別マニュアルに実施時間（目安）とありますが、実施に要する時間があると良いと思います。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><u>対応</u></p> <p>実施時間（目安）の他に所要時間（目安）を追加します。</p>	<p>様式13「医療的ケア個別マニュアル」に実施に要する時間の欄を追加しました。</p>	41P

様式変更

様式 13

医療的ケア個別マニュアル		
園児氏名	氏名： (生年月日 年 月 日)	
作成年月日	年 月 日	
医療的ケアの内容		
実施時間（目安）		
<u>所要時間（目安）</u>		
実施場所		
必要物品		
実施手順	実施内容	実施上の留意点

※実施手順は、必要物品の準備から片付けまで、医療的ケアの流れについて順序立てて記載します。

※実施内容は、医療的ケアの内容を手順ごとに箇条書きで簡潔に記載します。

ページ	質問・意見の内容→対応	ガイドライン変更箇所	ページ
42 P	<p><u>質問・意見</u></p> <p>様式 14「医療的ケア実施記録」について、令和 7 年 1 月のように年と月を記入できるような書式にすると良いと思います。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><u>対応</u></p> <p>年と月を入れることができるよう書式を変更しました。</p>	<p>様式 14「医療的ケア実施記録」に年と月を記入できるよう変更しました。</p>	43 P

樣式变更

樣式 14

医療的ケア 実施記録

年 月

ページ	質問・意見の内容→対応	ガイドライン変更箇所	ページ
43 P	<p><u>質問・意見</u></p> <p>様式 14「保育のめやす（0～2歳児）」の0歳児の中程度の運動について、散歩に10分程度とありますが、散歩カーに乗っている子もいるので、歩かない欄も必要なのではないかと思います。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><u>対応</u></p> <p>保育のめやすを1歳児以上を対象とし、軽い運動に歩く、ほふくするを追加し、2歳児の散歩についても時間を記述式に変更しました。</p>	<p>様式 16「保育のめやす」については、本市の医療的ケア児の受入れは1歳児以降としているため、1～2歳児とし、散歩の時間については自由記載とします。また、軽い運動に1歳児、2歳児とともに「歩く」、「ほふくする」のチェック欄を追加しました。</p>	44 P

様式変更

様式 15

保育のめやす（1～2歳児）

児童氏名：	施設名：	歳児
診断名：		

※下記の表は通常保育活動です。年齢に関係なく可能な項目にチェックをつけてください。

	軽い運動	中程度の運動	強い運動
1歳児	<input type="checkbox"/> 砂遊び <input type="checkbox"/> すべり台を自分ですべる <input type="checkbox"/> ボールを追う <input type="checkbox"/> 歩く <input type="checkbox"/> ほふくする	<input type="checkbox"/> 散歩（ 分程度まで可能） (最高 1km 往復 30 分程度) <input type="checkbox"/> 階段の昇り降り（ 段位） <input type="checkbox"/> 4輪ミニカーに乗る	<input type="checkbox"/> 走る（ 分程度） <input type="checkbox"/> 水遊び（腰まで水につける） <input type="checkbox"/> 坂のぼり
2歳児	<input type="checkbox"/> 砂遊び <input type="checkbox"/> すべり台を自分ですべる <input type="checkbox"/> その場でジャンプする <input type="checkbox"/> 歩く <input type="checkbox"/> ほふくする	<input type="checkbox"/> 散歩（ 分程度まで可能） <input type="checkbox"/> 階段の昇り降り（ 段位） <input type="checkbox"/> 三輪車をこぐ <input type="checkbox"/> ボールを投げたり蹴ったりする	<input type="checkbox"/> 走る（ 分程度） <input type="checkbox"/> 水遊び（胸まで水につける） <input type="checkbox"/> 高い所から飛び降りる（50 cm位） <input type="checkbox"/> 音楽に合わせてリズミカルに動く

（参考：変更前）

様式 14

保育のめやす（0～2歳児）

児童氏名：*	施設名：*	歳児*
診断名：*		

※下記の表は通常保育活動です。年齢に関係なく可能な項目にチェックをつけてください。

	軽い運動*	中程度の運動*	強い運動*
0歳児	<input type="checkbox"/> 腕や足の曲げ伸ばしや開閉をする <input type="checkbox"/> すべり台（室内用）を大人にさせてもらう <input type="checkbox"/> 抱っこされる	<input type="checkbox"/> 手を握って体を起こす <input type="checkbox"/> 散歩（10 分程度） <input type="checkbox"/> 抱っこして左右に揺らす	<input type="checkbox"/> 水遊び（手足を水につける） <input type="checkbox"/> 布に乗せて揺らす <input type="checkbox"/> 激しく泣く <input type="checkbox"/> 音楽に合わせて全身を揺らす
1歳児	<input type="checkbox"/> 砂遊び <input type="checkbox"/> すべり台を自分ですべる <input type="checkbox"/> ボールを追う	<input type="checkbox"/> 散歩（ 分程度まで可能） (最高 1km 往復 30 分程度) <input type="checkbox"/> 階段の昇り降り（ 段位） <input type="checkbox"/> 4輪ミニカーに乗る	<input type="checkbox"/> 走る（ 分程度） <input type="checkbox"/> 水遊び（腰まで水につける） <input type="checkbox"/> 坂のぼり
2歳児	<input type="checkbox"/> 砂遊び <input type="checkbox"/> すべり台を自分ですべる <input type="checkbox"/> その場でジャンプする	<input type="checkbox"/> 散歩（最高 2km 往復 40 分程度） <input type="checkbox"/> 階段の昇り降り（ 段位） <input type="checkbox"/> 三輪車をこぐ <input type="checkbox"/> ボールを投げたり蹴ったりする	<input type="checkbox"/> 走る（ 分程度） <input type="checkbox"/> 水遊び（胸まで水につける） <input type="checkbox"/> 高い所から飛び降りる（50 cm位） <input type="checkbox"/> 音楽に合わせてリズミカルに動く

ページ	質問・意見の内容→対応	ガイドライン変更箇所	ページ
45 P	<p><u>質問・意見</u></p> <p>様式 16「医療的ケア児の保育に係る緊急時対応マニュアル」について、メールアドレスを入れると医療的ケア児の緊急時の状況を画像や動画で送信できる可能性があるので、良いと思います。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><u>対応</u></p> <p>メールでも連絡が取れるよう、メールアドレスを入れるよう様式を変更しました。ただし、緊急時における画像や動画の撮影については保護者の同意や主治医の指示が必要なこと及び対応できる人員が確保できない可能性があることから、記載を見送ります。</p>	<p>様式 16「医療的ケア児の保育に係る緊急時対応マニュアル」メールアドレスの欄を追加しました。</p>	46 P

様式変更

様式 17

医療的ケア児の保育に係る緊急時対応マニュアル

施設名 _____

園児名 _____

●園児の急な体調変化により救急車の要請が必要となった場合

1. 救急車を要請する (119番通報)

・医療的ケア児であることを伝える

2. 緊急時対応病院へ連絡

緊急時対応病院

() 電話番号 ()

・医療的ケア児の緊急搬送がある旨を伝え、

緊急時対応病院での受け入れ準備を依頼する。

3. 保護者へ連絡

電話番号

()

メールアドレス

()

4. 救急車での搬送

・救急隊員に、緊急時対応病院が設定されていること及びその病院にすでに連絡済みであることを伝える

・救急隊員に、医療的ケア児指示書及び薬の処方状況のわかるものを渡す

・関係者が同乗し、適宜情報提供を行う

●緊急連絡先

緊急時対応病院	電話番号	担当医
かかりつけ病院	電話番号	担当医
園医 (病院)	電話番号	担当医
保護者名 (優先順位 1)	電話番号 (優先順位 1)	勤務先 (優先順位 1)
保護者名 (優先順位 2)	電話番号 (優先順位 2)	勤務先 (優先順位 2)